

# 救急医療を守ろう！！

医療機関・救急車の適正利用！  
急患医療センター、電話相談の活用を！

休日や夜間に平日の昼間と同じような感覚で、安易に救急外来を受診する軽症患者により、医師の負担が増え、重症患者への対応に支障をきたす可能性が生じています。

このままでは、病院の医療スタッフが疲弊し、適切な医療を提供できなくなる恐れがあり、そうならないために「愛媛の救急医療を守る143万人の県民運動（愛救143運動）」を実施しています。

これは医療機関や救急車の適切な利用を、みなさん一人ひとりに心掛けていただく取り組みですので、ご協力を願います。

## 普段からの心掛け

- 日頃から「かかりつけ医」を持ち、医療スタッフに感謝の気持ちを持って受診しましょう。
- 健康診断や検診などにより、病気の予防や早期発見に努めましょう。
- 家庭で薬を常備しましょう。

## 受診に当たっての心掛け

- 診療には、医師以外にも検査技師、

## 問

保健推進課 地域医療対策室  
28-6157  
安全・危機管理課  
28-6933

薬剤師、看護師など多くのスタッフが必要であり、なるべくこれらのスタッフがそろっている平日の昼間（医療機関の通常診療時間内）に受診しましょう。

○急な発熱や腹痛などで受診が必要と思われる場合、平日夜間は急患医療センターを、休日の昼間は当番医を利用しましょう（22ページ参照。なお、診療を受けた翌日は、「かかりつけ医」または「専門の医療機関」で治療や検査を受けてください。

## 9月9日は救急の日、救急車の正しい利用にご協力下さい！

救急車や救急医療は限りある資源です。救急医療の受診について考えてみませんか。

平成27年の救急出動は3592件で、一日あたりになると約10件となっています。また、搬送者のうち、軽症者が約4割を占めています。

軽症者や緊急性のない人が救急車を利用することで、一刻を争う人への対応が遅れることにもなりかねません。本当に救急車を必要とする人のために、

正しい救急車の利用をお願いします。  
救急車以外に搬送手段がなく、緊急に医療機関で、診察や処置をしなければならぬ場合は、迷わず救急車を要請してください。

## 対応に迷った時は…

受診のタイミングや当番の医療機関が分からない場合や、子どもの急なけがや病気で心配なことがあれば、左記の県や市のサービスを利用しましょう。

## 県のサービス

### 小児救急医療電話相談

#8000（携帯電話やプッシュ回線の場合）  
089-913-2777（ダイヤル回線の場合）

毎日19時～翌朝8時

### えひめ医療情報ネット

パソコン  
http://www.qq.pref.ehime.jp/  
携帯

http://www.qq.pref.ehime.jp/kt.asp  
県医療対策課

089-912-2449

## 市のサービス

### 消防署の音声案内

○当番医案内  
23-5990（テレガイド）

○どこの病院へ行けば良いかわからないとき

28-9119（消防本部）

